

令和4年12月定例会議案説明資料（令和4年度12月補正予算等関係）について、以下のとおり訂正します。

1 地域づくり推進部【16頁】

議案第21号「鳥取県個人情報保護条例」第12条第1号の規定中、公社、全部出資法人、指定管理者の「役員及び職員」としていたものについて、「職員」に訂正します。

鳥取県個人情報保護条例（抜粋）【第12条第1号】

訂正後	訂正前
<p>(1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、公社の職員、全部出資法人の職員並びに指定管理者の職員をいう。）の職務の遂行に係る情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものに限る。）</p>	<p>(1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員、公社の役員及び職員、全部出資法人の役員及び職員並びに指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報（指定管理者にあっては、指定管理情報に限る。）に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（当該公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報であって、規則で定めるものに限る。）</p>

※波線の下線は訂正箇所を指し示すためのものであり、議案書に当該下線はありません。

2 地域づくり推進部【16頁】

議案第21号「鳥取県個人情報保護条例」第14条第2項の規定中、引用条項を「前項の場合」としていたものについて、「前項本文の場合」に訂正します。

鳥取県個人情報保護条例（抜粋）【第14条第2項】

訂正後	訂正前
<p>2 前項本文の場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、直ちに当該保有個人情報を開示するものとする。</p>	<p>2 前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、直ちに当該保有個人情報を開示するものとする。</p>

※波線の下線は訂正箇所を指し示すためのものであり、議案書に当該下線はありません。

3 地域づくり推進部【19頁】

議案第21号「鳥取県個人情報保護条例」附則第3条の規定中、「この条例の施行の日」としていた文言について、「施行日」に訂正します。

鳥取県個人情報保護条例（抜粋）【附則第3条】

訂正後	訂正前
<p>第3条 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第47条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「個人情報保護審議会」という。）の委員である者は、<u>施行日</u>に、改正後の鳥取県個人情報保護条例第20条第1項の規定により鳥取県個人情報保護審査会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、<u>施行日の前日</u>における個人情報保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。</p>	<p>第3条 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第47条第1項の規定により設置された鳥取県個人情報保護審議会（以下「個人情報保護審議会」という。）の委員である者は、<u>この条例の施行の日</u>に、改正後の鳥取県個人情報保護条例第20条第1項の規定により鳥取県個人情報保護審査会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、<u>この条例の施行の日</u>の前日における個人情報保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。</p>

※波線の下線は訂正箇所を指し示すためのものであり、議案書に当該下線はありません。

4 地域づくり推進部【19頁】

議案第21号「鳥取県個人情報保護条例」附則第4条について、訂正前の第5項の規定を第6項に繰り下げ、第5項には別の規定を追加します。

鳥取県個人情報保護条例（抜粋）〔附則第4条第5項及び第6項〕

訂正後	訂正前
<p>5 <u>前2項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。</u></p> <p>6 この条例の施行前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>5 この条例の施行前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

※波線の下線は訂正箇所を指し示すためのものであり、議案書に当該下線はありません。

5 地域づくり推進部【26頁】

議案第21号「鳥取県個人情報保護条例」の附則第13条において、鳥取県公文書等の管理に関する条例第12条第3項の規定の改正後の文言中個人情報の保護に関する法律の引用条項を「第2条第1号」としていたものについて、「第2条第1項」に訂正します。

鳥取県個人情報保護条例（抜粋）〔附則第13条（鳥取県公文書等の管理に関する条例第12条第3項）〕

訂正前

（鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正）

第13条 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、特定歴史公文書等に<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1号</u>に規定する個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>（特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、特定歴史公文書等に<u>鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第2条第1号</u>に規定する個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 略</p>

訂正後

（鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正）

第13条 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、特定歴史公文書等に<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>（特定歴史公文書等の保存等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、特定歴史公文書等に<u>鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第2条第1号</u>に規定する個人情報が記録されている場合には、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 略</p>

※下線は改正部分を示すものであり、議案書にも当該下線があります。

6 地域づくり推進部【18頁及び27頁】

議案第21号「鳥取県個人情報保護条例」において、「別表（第16条関係）」を前、「附則」を後、としていた並び順について、「附則」を前、「別表（第16条関係）」を後、に訂正します。